

2019年6月3日

Japan tax alert

EY税理士法人

インドネシア、相互協議に関する新たなガイダンスを公表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

インドネシア財務省は、相互協議(以下、「MAP」)の実施に関するガイドラインを定めた財務省規則49/PMK.03/2019(以下、「PMK-49」)を公表しました。PMK-49は、OECD¹のBEPS²プロジェクト行動14に含まれているミニмумスタンダードをインドネシアで実施するためのものです。PMK-49は2019年4月26日付で発効し、MAP申請の具体的な手続きとスケジュールを定めています。

PMK-49の発効により、従前のMAP規則である財務省規則240/PMK.03/2014(以下、「PMK-240」)が無効となりました。PMK-49は、PMK-240と概ね整合した内容ですが、PMK-49には下記に記載する変更点が含まれています。

本アラートではPMK-49の主要事項をまとめています。

詳細解説

MAPの具体的なスケジュール

PMK-49では、納税者、インドネシア国税総局(以下、「DGT」)および租税条約締結国の権限ある当局(以下、「CA」)は、MAPの期間中、具体的なスケジュールに従わなければならないと規定されています。PMK-49は、DGTは、MAP申請の開始日から24カ月以内にCAとの交渉を行うとしています。

合意が成立しない状況

以下の状況の場合、MAPで合意が成立しない可能性があります。

- ▶ 協議の結果、合意が成立しない
- ▶ DGTの協議の期限である24カ月以内に合意が成立しない
- ▶ 協議で合意が成立する前に、税務裁判所の判決が下る
- ▶ 除斥期間が経過し、協議で合意が成立しない
- ▶ MAP申請の対象となる期間に、納税者がタックスアムネ스티(租税特赦)制度に参加している

MAPにおける情報収集

PMK-49では、海外のCAによる情報提供の依頼はDGTに直接なされるべきとされていますが、PMK-49はDGTがすべての関係者から情報を収集する能力については規定していません。

PMK-49は、DGTに対し、情報収集プロセスが遵守されない場合には、MAPプロセスを取消す権利を付与しています。

MAP申請の取消し

PMK-49には、納税者がMAP申請の取消しを請求するための手続きも記載されています。特定の状況では、DGTが取消しの請求を却下する場合があります。

移行期間

すでに進行中のすべてのMAP申請は、PMK-49に基づきDGTがフォローアップします。しかし、DGTがこれらの進行中のMAP事案に対し、PMK-49に記載されている期限をどのように適用するかは完全には明らかにはされていません。

巻末注

1. 経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development)
2. 税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス
斎藤 隆一

パートナー
シニアマネージャー

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ryuichi.saito@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190603

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp

